

# 漁船に対する特例

## 《 固定資産税 》

### 1. 特例の内容

漁船に対する固定資産税の課税標準は、以下のとおりです。

区 分	対 象	課 税 標 準
外 航 船 舶	・総トン数500トン以上の漁船 ・農林水産大臣が許可・承認する漁業に従事する 総トン数90トン以上500トン未満の漁船	価格の1/6
準外航船舶	・農林水産大臣が許可・承認する漁業に従事する 総トン数45トン以上90トン未満の漁船	価格の1/4
内 航 船 舶	上記以外の漁船(遊漁船等を除く)	価格の1/2

### 2. 特例の効果

例：沿岸漁業の漁船 取得価額 1,000万円  
耐用年数 9年  
(減価率 0.226) (税率 1.4%)



#### <通常の場合>

1年度目  $1,000万円 \times (1 - 0.226/2) \times 1.4\% = 12.4万円$

2年度目  $887万円(1年目の評価額) \times (1 - 0.226) \times 1.4\% = 9.6万円$

3年度目 ...

#### <特例の場合>

1年度目  $1,000万円 \times (1 - 0.226/2) \times 1/2 \times 1.4\% = 6.2万円$

2年度目  $887万円(1年目の評価額) \times (1 - 0.226) \times 1/2 \times 1.4\% = 4.8万円$

3年度目 ...

#### <特例の効果>

1年度目  $12.4万円 - 6.2万円 = 6.2万円の効果$

2年度目  $9.6万円 - 4.8万円 = 4.8万円の効果$

3年度目以降も課税されている間は、特例の効果は続きます。

### 3. 適用期限

なし(恒久税制)

担当部署 農林水産省水産庁水産経営課税制班  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)6594  
(直通)03-3502-8426